

# 令和7年度 神奈川県障害者相談支援従事者現任研修(横浜市)実施要領

## 1 目的

この研修は、地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、権利擁護等のサービスの総合的な知識や援助技術を習得するとともに、資質の向上を図り、事業所内外において中核的・指導的役割を担う人材を育成することを目的とします。

なお、本研修は相談支援専門員の資格更新研修として位置付けられており、資格を更新するためには一定期間ごとに受講する必要があります。

## 2 日程及び会場

全4日間 時間は概ね午前9時30分から午後6時00分まで(予定)

※ 時間は前後する可能性がありますので、ご了承ください。

	日程	会場
1日目	映像配信(7月中を予定)	
2日目	令和7年7月31日(木)	ウィリング横浜 研修室124~127 (横浜市港南区上大岡西1-6-1)
3日目	令和7年8月26日(火)	
4日目	令和7年9月25日(木)	

## 3 研修カリキュラム

受講決定者に別途ご案内します。

## 4 受講対象者

相談支援専門員の資格を有する者(失効していない者)のうち、(1)と(2)のいずれかに該当する者

### (1) 次のアまたはイの相談支援業務に従事しており、且つ、ウに該当する者

ア 横浜市内の、障害者総合支援法に基づく指定相談支援事業所の相談支援専門員としての相談支援業務

イ 横浜市内の、地域生活支援事業実施要綱に規定する障害者相談支援事業、基幹相談支援センター又は市町村障害者相談事業における相談支援業務

ウ 一定の実務経験を有する者

初回の現任研修となる者は、過去5年間に2年以上<sup>※1</sup>の相談支援<sup>※2</sup>の実務経験があること。

2回目以降の現任研修となる者は、過去5年間に2年以上<sup>※1</sup>の相談支援<sup>※2</sup>の実務経験があること又は現に相談支援<sup>※2</sup>業務に従事していること。

※1 「過去5年間に2年以上」の実務経験は、この研修の開始日の前日までの5年間のうち、通算して2年以上の実務経験があるかを指す。

※2 「相談支援」とは、「障害者総合支援法に基づく指定相談支援事業所の相談支援専門員としての相談支援業務」、「地域生活支援事業実施要綱に規定する障害者相談支援事業、基幹相談支援センター又は市町村障害者相談事業における相談支援業務」を指す。

### (2) その他、横浜市が必要と認める者

相談支援専門員の資格を更新するためには、相談支援従事者初任者研修修了年度の翌年度から起算して、5年目の年度末までに本研修を修了することが必要であり、以降5年間に1回以上本研修を受講し修了することが必要になります。そのため、**平成22年度、平成27年度及び令和2年度に相談支援従事者初任者研修を修了した方で、令和3年度から令和6年度までの間に一度も本研修を修了していない方は、今回本研修を受講・修了しなければ相談支援専門員資格を失効することになります。**失効した場合は、相談支援専門員の資格要件を満たすために改めて初任者研修（全日程）を受講する必要があります。

なお、指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所には、相談支援専門員を1名以上配置することが必須要件となりますので、各指定相談支援事業所におかれましては、受講対象者の確認等、計画的な受講をお願いします。

### 【留意点】

- ・ 本研修は、全日程の参加をもって修了となります。遅刻や早退は、欠席とみなします。また、遅刻や早退、欠席に対する補講等もありませんので、ご注意ください。通勤時間帯による混雑や天候等を考慮の上、余裕を持って御来場ください。
  - ・ 著しく受講態度が悪く（私語、居眠り、携帯電話の使用等）繰り返し注意された方には、修了証書を授与できません。
  - ・ 受講決定者には、6月20日（金）までに事前課題を提出していただきます。事前課題の提出が無い場合は、研修の修了を認めることができませんので、予めご了承ください。
- ※ 事前課題の様式は、「障害福祉情報サービスかながわ」からダウンロードできます。5月下旬頃掲載の予定です。

「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」  
→「2. 横浜市からのお知らせ」→「⑧研修・説明会等【横浜市】」  
ホームページアドレス <https://shougai.rakuraku.or.jp/>

## 5 定員

144名

- ※ 申込者が定員を超過した場合は、**相談支援専門員の資格更新が令和7年度で失効する方を優先する**など一定の要件に基づき横浜市で選考を行い、受講者を決定します。
- ※ 申込結果については、令和7年5月下旬～6月上旬頃に申込者全員に郵送でお知らせいたします。（6月5日（木）を過ぎても申込結果が届かない場合は、研修事務局までお問合せください。）

## 6 修了証書、修了者名簿の管理

- ・ 事前課題を提出し、全日程・全カリキュラムを修了した方には、修了証書を授与します。
  - ・ 横浜市は、研修修了者名簿（修了者番号、氏名、生年月日、所属等）を管理します。研修を通して知り得た個人情報、当該研修業務の運営及び本市における計画相談に関する施策等の推進以外に使用されることはありません。
- なお、上記目的の範囲内において、事業所所在地の各区に研修修了者の情報を提供する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

## 7 受講料

6,000 円

支払方法等詳細は、受講決定通知とともにご案内します。

※ 交通費等その他経費については受講者負担となります。

※ 受領した受講料等は、いかなる理由があっても返金しません。

## 8 受講申込方法・申込期限

### (1) 申込方法

原則として、所属する事業所を通してお申込みいただきます。事業所内で本研修申込みをとりまとめる担当者と、事業所内の受講優先順位をお決めいただき、下記 URL もしくは二次元コードから申込フォーム画面へ進み、お申込みください。

本研修は、横浜市内で相談支援業務に従事する方を対象とした研修です。現在所属のない方、現在の所属法人を離れて相談支援業務に従事する予定の方は個人でのお申込みが可能です。受講後に横浜市内で相談支援専門員として相談支援業務に従事する予定の方が対象となります。

また、研修の修了証の提出が必要ですので、修了証を PDF などのデータで添付して、ご提出ください。

#### 【URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/06dbde3e-43a8-4e0d-8dd4-ef8f7f52088e/start>

#### 【二次元コード】



#### 【修了証の提出について】

以下の1～3のいずれかに該当する修了証の写しを受付フォームに添付してください。

1	<b>令和2年度以降に、相談支援従事者初任者研修を修了した方</b> ・ 相談支援従事者初任者研修の修了証
2	<b>平成31年度（令和元年度）以前に初任者研修を修了した方</b> 以下の①と②の両方をご提出ください。 ① 相談支援従事者初任者研修の修了証 ② 相談支援従事者現任研修の修了証（※複数回修了している方は、これまでに修了した全ての修了証の写しを添付してください）
3	<b>障害者ケアマネジメント従事者養成研修及び平成18・19年度に実施した追加研修を修了した方</b> 以下の①と②の両方をご提出ください。 ① 障害者ケアマネジメント従事者養成研修及び平成18・19年度に実施した追加研修の修了証 ② 相談支援従事者現任研修の修了証（※複数回修了している方は、これまでに修了した全ての修了証の写しを添付してください）

## (2) 申込期限

**令和7年5月8日(木) 17:00**

- ※1 法人名や事業所名は必ず正式名称を入力してください。
- ※2 申込みの際に未記入の箇所等があった場合や、添付すべき修了証が添付されていない場合は、受講を見送りとさせていただきますので、ご注意ください。
- ※3 申込みが完了すると申込番号が表示されますので、必ずお控えください。

## 9 その他

- ・ 映像配信については、各自で受講を行ってください。  
障害等を理由に手話通訳、要約筆記等の合理的な配慮を必要とする方は、申込フォームの所定欄に記載してください。
- ・ 会場には駐車場のご用意はありませんので、公共交通機関にてお越しください。

## 10 問合せ先

下記問い合わせ先の電話受付時間は、いずれも午前9時から午後5時まで（土日祝祭日を除く）です。

### 【研修事務局】

かながわ福祉サービス振興会 現任研修担当 電話：045-514-4354      FAX：045-671-0295
---

### 【受講対象・カリキュラム内容・電子申請システムでの申込みについて】

横浜市健康福祉局 障害施策推進課 相談支援推進係 現任研修担当 電話：045-671-4133      FAX：045-671-3566
--